

◎三重県人権センター条例（平成8年三重県条例第33号）

（設置）

第一条 あらゆる差別を撤廃し、すべての県民の人権が保障される地域社会の実現を図るため、三重県人権センター（以下「センター」という。）を津市に設置する。

（事業）

第二条 センターにおいては、次の事業を行う。

- 一 同和問題を始めとする人権に係る問題（以下「人権問題」という。）に関する啓発及び研修を行うこと。
- 二 人権問題に関する市町等の啓発活動の充実を図るための指導助成を行うこと。
- 三 人権問題に関する相談を行うこと。
- 四 人権問題に関する調査研究を行うこと。
- 五 展示室、図書室及び多目的ホールを利用に供すること。
- 六 前各号に掲げるもののほか、センターの目的を達成するために必要な事業

（使用の許可）

第三条 多目的ホールを使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

2 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可を与えない。

- 一 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- 二 施設等を損傷するおそれがあるとき。
- 三 前二号に掲げるもののほか、センターの設置目的に反すると認められるとき。

3 知事は、施設の管理上必要があるときは、第一項の許可に条件を付けることができる。

（使用権の譲渡及び転貸の禁止）

第四条 前条第一項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（使用者等に対する指示）

第五条 知事は、センターの管理上必要があるときは、使用者その他の関係者に対し必要な指示をすることができる。

（使用許可の取消し等）

第六条 知事は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。

- 一 詐偽その他不正の行為により多目的ホールの使用の許可を受けたとき。
- 二 第三条第二項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- 三 前条の指示に違反したとき。
- 四 前三号に掲げるもののほか、公共の福祉のためやむを得ない理由があるとき。

（使用料）

第七条 多目的ホールの使用料の額は、別表のとおりとする。

- 2 多目的ホールの附属設備の使用料の額は、一点又は一式につき一万二千元以下の範囲において知事が定める。
- 3 前二項の使用料は、使用の許可の際、知事が指定する日までに納付しなければならない。

4 知事は、公益上必要があると認めるときは、使用料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することができる。

(他の条例との関係)

第八条 この条例に定めるもののほか、三重県公債権の徴収に関する条例（昭和三十九年三重県条例第十三号）に定める事項については、その定めるところによる。

(推進計画)

第九条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第十条 詐偽その他不正の行為により、第七条の規定による使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額（当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。）以下の過料を科する。

2 前項に定めるものを除くほか、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、五万円以下の過料を科する。

一 第三条第三項の規定により付けられた条件に違反して多目的ホールを使用した者

二 第四条の規定に違反した者

三 第五条の指示に従わなかった者

四 第六条の規定による許可の取消し又は使用の中止処分に従わず多目的ホールを使用した者

五 前各号に掲げる者のほか、不正の行為により許可を受けて多目的ホールを使用した者

附 則

この条例は、平成八年十一月一日から施行する。

※ 別表は、省略